

年金記録訂正請求に係る答申について

**近畿地方年金記録訂正審議会
令和2年10月20日決裁分**

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2000208 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000094 号

第1 結論

請求者のA社における平成 23 年 6 月 24 日の標準賞与額に係る記録を 48 万 4,000 円とすることが必要である。

平成 23 年 6 月 24 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 59 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 23 年 6 月 24 日

請求期間に A 社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額 48 万 4,000 円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等（平成 23 年 * 月 * 日から平成 24 年 * 月 * 日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、48 万 4,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2000008 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000095 号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を平成24年8月11日は10万円、平成26年8月12日、同年12月30日、平成27年8月13日及び同年12月30日は20万円、平成28年8月13日及び同年12月30日は18万円に訂正することが必要である。

平成24年8月11日、平成26年8月12日、同年12月30日、平成27年8月13日、同年12月30日、平成28年8月13日及び同年12月30日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

2 請求者のA社における標準賞与額を平成29年8月12日、同年12月30日及び平成30年8月13日は18万円に訂正することが必要である。

平成29年8月12日、同年12月30日及び平成30年8月13日の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和49年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成24年8月11日
② 平成24年12月29日
③ 平成25年8月12日
④ 平成25年12月30日
⑤ 平成26年8月12日
⑥ 平成26年12月30日
⑦ 平成27年8月12日
⑧ 平成27年12月30日
⑨ 平成28年8月12日
⑩ 平成28年12月30日
⑪ 平成29年8月12日
⑫ 平成29年12月30日
⑬ 平成30年8月10日

私が、A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑬までの賞与については、手書きの明細書に合わせて、現金により手渡されていたので、その都度、必要経費分を差し引いた額を自身の銀行口座に振り込んでいたところ、厚生年金保険の記録において、当該各期間の標準賞与額に係る記録がない。

私が所持するA社の賞与に係る給料支払明細書等を提出するので、調査の上、請求期間①から⑬までの標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び請求期間⑤から⑩までの各期間について、請求者から提出された賞与に係る給料支払明細書、A社から提出された請求者の賞与に係る給料支払明細書（控）及び同社の回答により、請求者が、当該各期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

一方、前述の期間は、本件訂正請求受付日において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律が適用されるところ、同法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①及び請求期間⑤から⑩までの標準賞与額については、当該各期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を特定することが必要である。

しかしながら、請求者及びA社から提出された賞与に係る給料支払明細書等において、厚生年金保険料が控除されている記載はない上、同社は、請求者の請求期間①から⑩までの各期間に係る厚生年金保険料控除について、不明である旨回答している。

また、請求者から提出された給与所得の源泉徴収票及びB郡C町から提出された請求者に係る所得照会回答用証明書並びに給与支払報告書からは、請求期間①から⑩までの各期間における厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

さらに、請求期間②から④までの各期間について、請求者が、A社から賞与の支払を受けていたことを確認又は推認できる明細書等は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間①から⑩までの各期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①から⑩までの各期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めるることはできない。

したがって、請求期間①及び請求期間⑤から⑩までの各期間について、前述の給料支払明細書等及びA社の回答により、請求者が、同社から賞与の支払を受けていたことが認められることから、当該各期間に係る標準賞与額については、請求期間①は10万円、請求期間⑤から⑧までは20万円、請求期間⑨及び⑩は18万円に訂正することが妥当である。

また、請求期間①及び請求期間⑤から⑩までの各期間に係る標準賞与額の支給年月日については、A社の回答により、請求期間①は平成24年8月11日、請求期間⑤は平成26年8月12日、請求期間⑥は同年12月30日、請求期間⑦は平成27年8月13日、請求期間⑧は同年12月30日、請求期間⑨は平成28年8月13日及び請求期間⑩は同年12月30日とすることが妥当である。

ただし、請求期間①及び請求期間⑤から⑩までの各期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

2 請求期間⑪から⑬までの各期間について、本件訂正請求受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法に基づき、請求者の賞与額に見合う標準賞与額を当該各期間の標準賞与額として認定することになるところ、当該各期間については、A社から提出された給料支払明細書（控）及び同社の回答により、請求者が当該各期間において、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

したがって、請求期間⑪から⑬までの各期間に係る標準賞与額については、前述の給料支払明細書（控）により確認できる賞与支給額から、請求期間⑪から⑬までは18万円に訂正することが妥当である。

また、請求期間⑪から⑬までの各期間に係る賞与の支給年月日については、A社の回答に

より、請求期間⑪は平成 29 年 8 月 12 日、請求期間⑫は同年 12 月 30 日及び請求期間⑬は平成 30 年 8 月 13 日とすることが妥当である。

なお、請求期間⑪から⑬までの各期間について、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。